

令和4年度熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」プレーヤー認定者募集要項

1 熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」とは

熊谷市産農産物及び熊谷市産農産物を使用した加工品（以下「市産品」という。）のブランド化の推進を図り、価値ある農産物の生産を推進するために、市産品のブランド化に意欲のある者（以下、「プレーヤー」という。）を「熊谷ファームラボ」として認定します。

2 「熊谷ファームラボ」認定のメリット

熊谷市農産物ブランド化推進協議会が必要と認めた者は、以下の助成を受けられます。

(1) 補助金

※別紙「熊谷市農産物ブランド化戦略『熊谷ファームラボ』補助金交付要綱」参照

(2) 販売促進のサポート

(3) 広報・PRのサポート

3 募集内容

(1) 認定の対象

認定の対象は、下記のいずれかについて取り組むプレーヤーとします。

- ① 熊谷市産農産物
- ② 熊谷市産農産物を原材料とする加工食品

(2) 申請資格

申請者は、下記のいずれかに該当するプレーヤーとします。

- ① 熊谷市内に生産、製造、開発、加工の拠点がある個人または法人
- ② ①に該当する者を主要な構成メンバーとするグループ

4 認定の有効期間

認定の有効期間は認定日から2年間を経過した日の属する年度の3月31日までとします。

5 申請方法

「熊谷市農産物ブランド化戦略『熊谷ファームラボ』認定申請書（様式第1号）」に以下の提出書類を添付し、2部を電子メール、郵送・宅配便または直接持参により提出してください。

(1) 申請期間

令和4年8月29日（月）～9月22日（木）

(2) 申請書類

市ホームページから申請書類等の必要書類をダウンロードできます。

(3) 提出書類 ※2部ずつ

- ① 「熊谷市農産物ブランド化戦略『熊谷ファームラボ』認定申請書（様式第1号）」
- ② 申請者の概要が分かる書類（会社案内・事業概要等）
- ③ 生産、製造、開発、加工の拠点が市内にあることを示す資料

(4) 提出先

「9 問合せ先・提出先・申込先」までお願いします。

6 「熊谷ファームラボ」認定フロー

(1) 資格審査

- ① 熊谷市農産物ブランド化推進協議会事務局で、申請内容が申請資格を満たしているかについて審査します。
- ② 資格審査合格者には、認定審査会の日程を御案内します。

(2) 認定審査会

令和4年10月24日（月） 午後2時

熊谷市農産物ブランド化推進協議会にて、資格審査合格者を対象に、「7 認定基準」に則り、プレゼンテーションによる最終審査を予定しています。

(3) 認定数

以下の件数を上限に認定します。

- ① 熊谷市産農産物で最高評価者から：2件
- ② 熊谷市産農産物を原材料とする加工食品で最高評価者から：1件

7 認定基準

項目	審査基準
地域特性	熊谷市の地域特性が活かされていること
独自性	取り組みに独自のこだわりを持っていること
優位性	同様の取り組みとの差別化を図っていること
信頼性	法令や環境等に配慮し適正に行われること
持続可能性	持続的に取り組む能力があること
地域への貢献度	地域経済に貢献する取り組みであること 地域のモデルとなる取り組みであること

※詳細は、別紙「熊谷市農産物ブランド化戦略『熊谷ファームラボ』認定審査要領」を参照してください。また、「8 農産物ブランド化研修会兼「熊谷ファームラボ」認定者募集説明会」で説明をします。

8 「農産物ブランド化研修会」兼「『熊谷ファームラボ』プレーヤー認定者募集説明会」
『熊谷ファームラボ』プレーヤー申請を考えている方のほか、農産物や農産物加工品のブランド化に興味のある方の参加をお待ちしています。

- | |
|--|
| <p>(1) 日時 令和4年8月31日(水) 午後3時～5時</p> <p>(2) 場所 妻沼中央公民館 大ホール</p> <p>(3) 内容</p> <p>① 講演会「テーマ：ブランディングの意義と成功への着眼点について」
講師：株式会社マガジンハウス コロカル編集長
松原 亨(まつばら こう) 氏</p> <p>② 「熊谷ファームラボ」プレーヤー認定者募集の説明</p> <p>(4) 参加申込方法</p> <p>「9 問合せ先・提出先・申込先」まで、電話、FAXまたはメールで参加申込をお願いします。</p> |
|--|

9 問合せ先・提出先・申込先

本認定についての問合せ・申請書類の提出先・研修会兼説明会の申込先は、以下までお願いします。

熊谷市産業振興部農業振興課(熊谷市農産物ブランド化推進協議会事務局)
所在地：〒360-0292 熊谷市弥藤吾2450番地 妻沼行政センター1階
電話：048-588-9987
FAX：048-588-1157
メール：nogyoshinko@city.kumagaya.lg.jp

10 留意事項

- (1) 申請書等の提出された書類は返却いたしません。
- (2) 審査の途中経過及び審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。

11 認定の取り消し

認定基準に適合しなくなると認められるときなど、認定要綱第14条に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合は、認定を取り消すことがあります。